02総務課 平成27年度「市役所の仕事」花まる通信簿(平成26年度実績) 担当課 Plan ◆事務事業の概要◆ 会計区分 ·般会計 事業通番 10560 事務事業コード 0230 事務事業名 消費者行政活性化事業 開始年度 平成21 終了年度 未定 消費者安全法 無し 根拠 例規 種類 ソフト事業(任意) 法令 将来ビジョン 該当無し H25:重点●政策〇 H26施政方針 該当無し H26:重点●政策〇 H27施政方針 該当無し H27:重点●政策〇 _ 弁護士無料相談会(定員10名) 年2回(6月、10月)開催。 ・啓発資料、啓発グッズの作成と配布(消費生活センター伝言板チラシ、カレンダー、ポスター、障がい者用パンフレット、 ポケットティッシュ等) 事業 ・消費生活講座 第1回「夏休み親子で学ぶおかねの学習会~おかねの話と銀行の見学~」(8月6日 親子4組9名参加) 概要 第2回「くすりとくすりの飲み合わせ~あなたの健康薬剤師がお手伝いします~」(8月27日 82名参加) 第3回「新しい相続税・贈与税」(12月10日 103名参加) ・相談員等スキルアップのための研修会参加に係る旅費等を負担 対象 すべての市民・消費生活センター相談員等

たいか) Do

意図

(対象をど のようにし

◆事務事業の目標(成果)指標◆

•	1 100 1 State H Int (Control of the Co							
目標(成果)指標名		単位	25年度 実績値	26年度(評価年度)		27年度	28年度	31年度
算式	算式 指標の算式			目標値	実績値	目標値	目標値	目標値
	講演会参加者数		122	_	194	200	200	200
算式	-	_ ^	122	ļ	134	200	200	200

・相談員等のスキルアップのため、消費者相談に関する研修会等に参加させる。

・高度化する相談に対応するため、弁護士無料法律相談会を開催してスキルアップを図る。

・啓発・広報活動を通して、悪質商法などによる消費者被害や製品事故(リコール情報)、契約トラブルなどを未然に防ぐ。

◆事務事業を構成する細事業の事業費・成果指標◆

▼〒切ず木と情况する個サネジザ木員 以木田伝▼													
枝番	細事業名					H25 決算額	H26 決算額		H27当初 予算額	H28以降の 予算の方向性		重点 細事	
ш	指標	目標(成果)指標名			単位	H25実績値	目標値	実績値	H27目標値	事業の	の方向性	業	
1	消費者教育·啓発活性化事業					2,028		2,029	1,507	予算	維持	0	
	指標	啓発資料の全戸配布回数			□	1	2	1	2	事業	維持		
2	相談真	員等レベルアップ事業				97		88	91	予算	維持		
	指標	研修参加 回数			□	5	5	5	5	事業	維持		
3	相談窓口高度化事業					373		380	402	予算	維持		
3	指標	旨標 弁護士無料相談会相談件数 件				件	20	20	19	20	事業	維持	
				事業	費の合計(千円)	2,498		2,497	2,000			
				国庫支	出金	0		0	0				
				財	県支出	金	2,498		2,497	2,000			
			源 内	地方·	債	0		0	0				
			訳	その	也	0		0	0				
				一般則	才源	0		0	0				

Check ◆事務事業を構成する細事業の評価◆ A:適正である B:検討の余地あり C:見直しすべき

枝番	細事業名	妥当性	有効性	効率性	課題と対策
1	消費者教育·啓発活性化事業	В	А	А	消費者トラブルや被害を未然に防ぐため、高齢者と障がい者を対象とした啓発物品(チラシ、パンフレット、啓発グッズ)を作成、また成人対象のリーフレットを購入し、出前講座、敬老会や成人式等で配布する。また消費生活講座を開催し、消費者の安全安心を確保する事業を実施していく。
2	相談員等レベルアップ事業	В	А	А	消費者から相談は、手口なども日々変化、高度化しているため、その対応を 迅速に行うことが求められているため、相談員のスキルアップの研修会へ の参加は継続的に実施していく必要がある。
3	相談窓口高度化事業	В	А	А	弁護士による無料法律相談会を年2回開催し、相談員が法律相談会に同席することにより、専門的な知識を身につけることができ相談対応のスキルアップを図る機会である。

	Action	◆今後の事務事業の方向性◆										
評価(担当課長)			事業の方向性	維持	予算の方向性	維持						
事業の方向性 (事業全体の課題や改善方策 など)			啓発活動及び相談員等のスキルアップは継続的に行うことが重要で、県からの補助(10/10)を活用して継続的に事業を実施していく。推進交付金活用期間終了後も、市民サービスの向上のため事業を継続していく必要があり、引き続き相談体制を維持し、市民にとって身近な相談機関をめざす。									